



「国民皆保健」

を知っていますか



日本国民のほとんどが、健康保険証を持っています。仮に病気になっても、医療費の30%で安心して病院で診察を受けられます。3カ月以上日本で生活する外国籍の皆さんも、手続きをすればこの制度を利用することができます。

日本の医療保険制度は50年以上の歴史があり、すべての国民が何らかの医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」で、「誰でも」「いつでも」「どこでも」保健医療を受けられます。

この制度が始まる以前は、体調が悪くても診療費を支払えないという理由で治療が遅れ、ついには命を落としてしまうということがありました。

これでは経済的に恵まれている人しか医療を受けられないということから、相互扶助（お互いに助け合う）の目的で医療保険制度の整備が進められました。

日本に入学して3か月を超える在留期間が決定した外国籍の人は、その市町村で暮らすようになった日から国民健康保険に加入する資格があります

勤務先の健康保険等に加入していない外国籍の人は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

まず、市役所の健康保険課に行って手続きをします。

必要な書類は**在留カード**、**特別永住者証明書**、**パスポート**です。手続きは、転入届を出してから14日以内に行います。手続きが遅れた場合は、加入資格が発生した日までさかのぼり加入することになります。

国民健康保険に加入すると一人に1枚の保険証が発行されます。病院で治療を受けるときはこの保険証を持っていき、見せると医療費の3割の負担で済みます。

また、40歳～74歳の人を対象に特定保健審査（健康診断）が年に1回1000円で受けることができます。

その他、出産や死亡した時に必要な給付を受けることができます。

国民健康保険に加入すると、前年度の所得や加入者の人数などに応じて国民健康保険税が課税されます。40歳以上65歳未満の加入者は介護保険が加えて課税されます。なお、国民健康保険税の非課税はありません。所得がない世帯に対しては税金が軽減されます。生活保護を受けている人は国民健康保険には加入しません。

病気になってから医療費が払えなくて困った人がたくさんいます。そうならないようにまだどの保険にも入っていない人は、急いで市役所に行って手続きをしてください。

解説・ふじみの国際交流センター 理事長 石井 ナナエ

外国人の皆さんへ・・・警察からのお願い

日本で生活している皆さんが、犯罪や事故などに巻き込まれないため、日本の決められたルール（法律）をきちんと守りましょう。また、皆さんが犯罪や事故などを見たりした場合はすぐに警察へ通報または相談してください。



埼玉県警察シンボルマーク「ポッポくん」

犯罪者に利用されないための事例紹介

◆インターネットなどの掲示板を利用した犯罪

- ◎携帯電話や預貯金口座を2万円で買います⇒ある日突然、詐欺の犯人になってしまいます。
 - ◎日本の運転免許証が簡単に安く作れます⇒公安委員会が認めた運転免許証でないと車は運転できません。
 - ◎合法薬物です⇒実は、大麻などの違法薬物の可能性が有ります。
 - ◎母国への送金を代行します⇒正規の金融機関でないと海外への送金手続きはできません。
- ※これらを利用することによって、犯罪者になってしまう可能性があることから内容を十分に確認することが大切です。



◆就労及び居住地に関する注意喚起

- ◎風俗店での就労は禁止です
- ◎自分が契約したアパートを「また貸し」しない⇒
 - ①オーバーステイなどの外国人のたまり場になってしまった。
 - ②部屋の中で大麻を栽培された。



～埼玉県警察本部～

外国人向け地図記号 15 種類

国土地理院は外国人に分り易い地図記号 15 種類を新たに指定しました。

	郵便局		
	交番		コンビニなど
	神社		ホテル
	教会		レストラン
	美術館		トイレ
	病院		温泉
	銀行 ATM		鉄道駅
	ショッピング センター		空港

外国人のためのパソコン教室

新規受講生を募集します（有料）

- 日時／月 2 回（木曜日）pm1:00-2:30
- 持ち物／ノートパソコン・筆記用具
- Word Excel を中心に学習します
- 対象／日本語で日常会話ができ、ひらがなが読める方



FICEC のパソコン教室は、現役のパソコン指導の先生が担当しています。分り易さ、丁寧さが特徴です。

パソコン活用の習得で、新しい職探しにも役立てられるよう内容の濃い指導が毎回行われています。ぜひパソコンで新しい世界を発見してください。申込は FICEC までご連絡ください。